

平成 30 年 6 月 26 日

大阪府「宿泊税」の変更

大阪府から協議のあった法定外目的税の変更について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

変更後の大阪府宿泊税の概要は以下のとおりです。

課 税 団 体	大阪府
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	大阪府域内に所在するホテル、旅館、簡易宿所（旅館業法第三条第一項の許可を受けて行う同法第二条第二項及び第三項の営業）、国家戦略特別区域法第十三条第四項に規定する認定事業及び住宅宿泊事業法第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊行為
税 収 の 使 途	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用
課 税 標 準	大阪府内のホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業法に係る施設における宿泊数
納 税 義 務 者	大阪府内のホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業法に係る施設における宿泊者
税 率	一人一泊について、宿泊料金が ・ 1 万円以上 1 万 5 千円未満のもの 100 円 ・ 1 万 5 千円以上 2 万円未満のもの 200 円 ・ 2 万円以上のもの 300 円
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）779 百万円
非 課 税 事 項	宿泊料金が一人一泊 1 万円未満の宿泊
徴税費用見込額	（平年度） 47 百万円
課税を行う期間	条例施行後 5 年を目途に見直しを行うこととする規定あり

※ 下線部が変更箇所を示す。

- ・ 平成 30 年 3 月 23 日 大阪府議会にて改正条例案可決
- ・ 平成 30 年 3 月 29 日 総務大臣協議
- ・ 平成 30 年 6 月 26 日 総務大臣同意
- ・ 平成 30 年 10 月 1 日 改正条例施行（予定）

担当：自治税務局企画課 西脇係長、安山
TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659